論文

# 訪問介護を支えるサービス提供責任者の 専門性を構成する要因の検討 宮内克代(埼玉学園大学)

### Analysis of the factors affecting professionalism in elderly care workers Katsuyo Miyauchi (Saitama Gakuen University)

Abstract: Japanese government established a new social insurance system for taking care of the elderly in 2000. Colleges and universities started to educate professional elderly care workers both for the nursing facilities and private homes. This recognizes the importance of professionalism in elderly care workers. However, the definition is not complete, and there have been few attempts to research the subject, especially in elderly care workers in private homes. The purpose of this paper is to clarify what factors affecting the professionalism in elderly care workers in private homes. A questionnaire given to 44 seminar participants was analyzed. All of them work as group leaders in companies providing care to the elderly in their homes. The results of this survey are the following five major factors affecting their professionalism: (1) knowledge of the needs and understanding of the elderly, (2) knowledge of elderly care laws and regulations, (3) knowledge of medical care for the elderly, (4) knowledge of accident prevention, (5) knowledge of physical and mental health promotion for the elderly. These results lead to the implication that professionalism in elderly care workers exists not only as the knowledge of daily elderly care but also as the knowledge of societal and physical issues.

Key words: professionalism in elderly care workers, elderly care workers in private homes, factor analysis

#### 1 はじめに

社会福祉基礎構造改革の一環として 2000 年に施 行された介護保険制度は、急速な高齢化、家族介護 の限界などに対応する新しい制度として定着してきた。 介護保険はその創設当時から特に在宅介護を重視し ており、介護サービスを提供する訪問介護員(以下、ホ ームヘルパー)の「数と質」が、今後の在宅における介 護を担保することは、論を待たない。

また、2005年の介護保険法改正においては、認知 症などの介護が新しく保険の対象として認められ、地 域の特性に応じた「地域密着型サービス」が創設され た。これは、認知症高齢者や、一人暮らし高齢者の増 加を踏まえて、住み慣れた身近な地域で生活を継続 できるよう、市町村で提供するサービス類型として創設 されたものである。つまりホームヘルパーは、認知症に 関する基本的医学知識、認知症高齢者への介護技術 など、被保険者の疾病に関し、常に最新の知識と技術 を学び、その質的向上を図らなければならないこととな った。

ところが現在、ホームヘルパーの質的向上以前の問 題として、その定着率の低下が大きな課題となっている。 ホームヘルパーの定着率を上げ、さらに質的向上を目 指すためには、ホームヘルパーの直接的上司といえる サービス提供責任者のあり方が問われるであろう。そう した中、堀田(2008)は、ホームヘルパーの職業能力の 伸張には、本人の属性やキャリアに加えて、所属事業 所のサービス提供責任者の人事管理能力の中で、特 にホームヘルパーに係わる能力および事業者の能力 開発の取組みが重要であることを確認し、サービス提 供責任者が十分な人事管理機能を発揮することは、ホ ームヘルパーの就業継続意向にプラスの影響を与え、 ホームヘルパーの定着促進につながると結論づけて いる。つまり、サービス提供責任者の能力は、ホームへ ルパーの質的向上及び定着促進に寄与すると考えら れる。まさにサービス提供責任者は、ホームヘルパー の「数と質」の両者に係わる、今後の訪問介護の要で あるといえよう。

しかし、介護福祉士やホームヘルパーの専門性に 関する研究に比べ、サービス提供責任者の専門性を 探求した研究は充分な蓄積に欠く。そこで本研究では、 まずサービス提供責任者の法的位置づけと業務内容 を概観し、その業務実態を明らかにする。次に、先行 研究として介護福祉研究会(1)が1992年の研究で使用 した調査項目を精査し、本研究者がサービス提供責任 者の専門性を構成する要因を探索するために有効で あると思われる項目を抽出し、実際にサービス提供責 任者として毎日業務を遂行している者への調査を行っ た。ここから、サービス提供責任者の専門性を構成す る要因を因子分析し、介護福祉士およびホームヘルパ ーに求められる専門性と比較検討するための基礎資 料とする。

## 2 サービス提供責任者の法的位置づけと 業務内容

訪問介護事業所には訪問介護のコーディネート役と してサービス提供責任者の配置が義務付けられている。 サービス提供責任者の業務内容は、厚生労働省令 37 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 33 号・ 一部改正)により、以下のように規定されている。 訪問介護計画の作成

第24条 サービス提供責任者(第5条第2項に規定す るサービス提供責任者をいう。以下この条及び第28条 において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及 び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容等を記載した 訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成さ れている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなけ ればならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当 たっては、その内容について利用者又はその家族に 対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、 当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に 応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する

訪問介護計画の変更について準用する。 (平12厚令37・平15厚令28・一部改正)

管理者及びサービス提供責任者の責務

第28条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定 訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的 に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問 介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるた め必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第24条に規定する業務の ほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする こと。

二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を 定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護 支援事業者等と連携を図ること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下 この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及 び援助内容を指示するとともに、利用者の状況につい ての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理 を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施 すること。

八 その他サービス内容の管理について必要な業務 を実施すること。(平18 厚令 33・一部改正)

以上を踏まえて、実際の業務内容を時系列でま とめると、

①サービス提供依頼の受け付け(利用者の受給資格の確認→受け入れ判断→サービス提供受付票の作成)

② 情報収集(介護支援専門員から居宅サービス計画
書①②を受け取り、検討する→初回アセスメント→介護
保険以外のサービスを申し込む場合の対応)

③ 訪問介護計画書の作成(介護支援専門員からの 居宅サービス計画書(1)(2)と初回アセスメントの結果 を踏まえ、個々の利用者の長期目標・短期目標を立て る→目標に沿った訪問介護計画書を作成する)

④ 説明と契約(重要事項説明書に沿って、説明する
→訪問介護計画書を提示し、説明する→利用者や家族の要望、意見を聞く→必要があれば、訪問介護計画
書を書き直す→初回訪問時は、サービス提供責任者

が担当訪問介護員に同行することを伝え、許可を得る →利用者や家族の同意が得られたら、署名捺印をい ただく)

⑤ サービス提供の調整と管理(担当訪問介護員の選定→担当訪問介護員のスケジュール調整→病欠など訪問介護員が休暇を取る際の対応方法を決める→初回訪問の後、担当訪問介護員に個別援助計画書を書いてもらい、訪問介護計画書と照らし合わせてチェックする)

⑥ サービスの状況把握(訪問介護員業務日誌の確認→サービス提供記録の確認→ヒヤリハッとレパートの確認→訪問介護員会議の開催→定期訪問による利用者のモニタリング)

となる。本研究者は、サービス提供責任者への聞き取り 調査より、これらの業務に求められる能力を3つのカテ ゴリーに分類し、それぞれ「調整」「管理」「向上」と名付 けてそれぞれについて検討を行った。サービス提供責 任者には、これらの業務を円滑に、かつ慎重に遂行し ていくために必要な専門性が求められているのである。

さて、ここでサービス提供責任者の資格要件を概観 してみたい。前述の厚生労働省令37号「指定居宅サ ービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 によれば、サービス提供責任者は、次のいずれかに該 当する常勤の従業者から選任することとされている。 (ア)介護福祉士

(イ)介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第36 号)第 22 条の 23 第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

(ウ)居宅介護従業者養成研修の1級課程(「障害者 (児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」 を修了した者

(エ)(ウ)の居宅介護従業者養成研修の2級課程(旧 通知の2級課程を含む。以下同じ。)を修了した者であ って3年以上介護等の業務に従事した者

つまり、サービス提供責任者には介護福祉士の資格 を持つ者、1級ヘルパーの資格を持つ者、2級ヘルパ ー取得後3年の現場経験を持つ者など、さまざまなバ ックボーンを持つ者が混在していることになる。

#### 3. サービス提供責任者の専門性を 構成する要因分析

(1)調査項目と調査方法

本研究では、先行研究である介護福祉研究会が重

要項目(語句)として使用した項目の中から、特に介護 福祉士に必要であろうと考えられる項目を①介護の知 識、②介護の技術、③福祉の価値観の3点から抽出し、 「~について知っている必要がある」という質問形式に した。質問は、国が指定した介護福祉士の必須科目に 関係なくランダムに配置した。回答は「非常に低い」か ら、「非常に高い」までの5段階尺度を使用し、調査を 行った。介護福祉研究会の尺度は6段階であったが、 現在は5段階尺度を使用することが一般的とされてい るため本研究では5段階とし、集計に際しては、「非常 に低い」を1点、「やや低い」を2点、「どちらともいえな い」を3点、「やや高い」を4点、「非常に高い」を5点と 点数化し、集計を行った。

調査の方法は、東京都 Z 区の「サービス提供責任者 研修」を受講した現任のサービス提供責任者を調査対 象者とし、調査票の持ち込みにより調査を行った。調査 期間は2008年5月12日であり、4枚の調査票を配布し 回答を求めた。調査票の配布枚数は45、有効票数44 であり、持ち込み調査のせいか回収率100.0%、有効 率97.8%であった。以下の手順に従って調査を行い、 集計には、統計ソフト SPSS (10.0J)を使用した。

- 介護福祉研究会が作成した調査項目(介護の知識に関する項目214間、介護の技術の関する項目 110 問)の中から、第1回から第17回までに介護 福祉士国家試験に出題された介護の知識及び技術、福祉に対する価値観に関する項目を49 問選 び出す。選定基準は、先行研究と5人の専門家の 人々の意見を参考にした。
- ② 東京都 Z 区の「サービス提供責任者研修」を受講 した現任のサービス提供責任者を調査対象者とし て 45 人に調査を依頼、実施する。
- ③ 調査結果の集計及び分析をする。
- ④ ③の結果から、要求度が高い項目を選び出す。
- ⑤ 主成分分析を行い、④で選び出した項目の妥当 性を検討する。
- ⑥ 主成分分析の結果に基づき、考察を行う。質問文は、以下の通りである。(表1)

について知っている
想源流と意味につ
Ď.

	バイスティックが言及している援助者とクライエ	var0020	生活保護法の原則について知っている必要
	ントの間に信頼関係を作り上げるための7つ		がある。
var0003	の原則(個別化、意図的な感情表現、統制さ		MRSA などの病原菌からの感染を防止するた
	れた感情的関与、受容、非審判的態度、自己	var0021	めに、手洗いを励行すること、時により薬剤で
	決定、秘密保持)について知っている必要が		消毒することが大切であることを知っている必
	ある。		要がある。
var0004	利用者とのコミュニケーションのとり方を知って		難聴者は、通常の会話に比べ、スピーカーや
Varooor	いる必要がある。	var0022	電話の声を聞くことが困難なことを知っている
var0005	骨粗しょう症は、閉経後の女性に高頻度に見		必要がある。
	られることを知っている必要がある。	var0023	老人保険制度の事業内容について知ってい
var0006	利用者とのコミュニケーションの方法として	Var 0025	る必要がある。
Valuouu	「傾聴」とは何か、知る必要がある。	var0024	アルコール依存による症状や、ケアの仕方に
	自己決定は、利用者が自らの意思に基づい	var0024	ついて知っている必要がある。
0007	て利用したいサービスを選択し、最終決定す	var0025	食物の一連の消化吸収作用について知って
var0007	ることであるということを知っている必要があ	var0025	いる必要がある。
	る。		アドボカシーの機能に、①発見、②調整、
	老年期のメンタルヘルスでは、暮らしのテンポ	var0026	③介入、④対決、④変革があげられていること
	等、成人期の人々とかなり違っているため、世		を知っている必要がある。
var0008	代間のあつれきにさらされ、生活ストレスを受		認知症などにより意思決定能力を欠いた高齢
	けやすいことを知っている必要がある。		者や障害者の権利を保障するために、成年
	老人福祉法の福祉対策の体系を知っている	var0027	後見人制度があることを知っている必要があ
var0009	必要がある。		る。
	感染症を引き起こすウイルスや、感染経路の		サービス利用にあたって、不利益がないように
var0010	種類について知っている必要がある。	var0028	権利擁護システムが用意されていることを知っ
	利用者の複合ニードの充足には、多職種間		ている必要がある。
var0011	の協動が大事であることを知っている必要が		てんかんについて、その発作による分類と、ケ
	ある。	var0029	アの原則について知っている必要がある。
	自己決定は、社会福祉援助の基本原理の一		直接援助と間接援助の種類について知って
var0012	つであることを知っている必要がある。	var0030	いる必要がある。
	認知症を主症状とする代表的な精神障害とし		医療保障制度には医療保険制度のほかに、
var0013	て、脳血管性認知症があるということを知って	var0031	公費負担医療制度があることを知っている必
Varooro	いる必要がある。	Varooor	要がある。
	知能は、加齢に伴ってどのように変化するか		認知症には、人格の低下やセン妄、幻覚、妄
var0014	知っている必要がある。	var0032	想などが出現することを知っている必要があ
	高血圧予防のための食事について知ってい	Varoooz	3.
var0015	高温定すりのための及ずについて知りている必要がある。		~。 感染症を予防するための手洗い方法や、消
	老年期には、重要な疾患として、うつ病になる	var0033	毒液(薬)の種類について知っている必要が
var0016	ことが多いことを知っている必要がある。	Var0000	ある。
	老人福祉法に規定する在宅福祉対策の体系		かっ。   社会福祉援助技術の原理について知ってい
var0017	を知っている必要がある。	var0034	る必要がある。
	利用者への「共感」とは何か知っている必要が		る必要がめる。 業務に関して知り得た利用者等の情報は、離
var0018		var0035	来傍に関して知り得た利用有等の情報は、離職した後でも漏らしてはならないということを知
		varuuse	
var0019	介護保険の保険料は、原則として年金から源		っている必要がある。
	泉徴収されることを知っている必要がある。	var0036	社会福祉サービスを利用する資格要件やニ

	ーズ判定基準について知っている必要がある
	筋肉の萎縮や心肺機能の衰えから、感染症を
var0037	起こしやすいということを知っている必要があ
	3.
	社会福祉基礎構造改革について知っている
var0038	必要がある。
	入浴設備による感染症予防のための衛生管
var0039	理の仕方について知っている必要がある。
	専門職としてのアイデンティティ獲得のために
	は、プロフェッショナルセルフ(専門的自己)を
var0040	統合的に形成し、プロフェッショナルコントロー
	ル(専門的統制)能力を高めなければならな
	いという知識を持っている必要がある。
	特にケースのプロセス・レコード(経過記録)を
var0041	もとにスーパーバイズを受けることの意義につ
	いて知っている必要がある。
	糖尿病予防のための食事について知ってい
var0042	る必要がある。
00.10	アドボカシーの必要性および、重要性につい
var0043	て知っている必要がある。
	認知症状態にいたらないようにするためには、
var0044	閉じこもりを予防することが大切であることを知
	っている必要がある。
	骨粗しょうの予防には、特にカルシウムやた
var0045	んぱく質を多く摂ることが大切なことを知っ
	ている必要がある。
0046	被服の素材の種類とその特性を知っている
var0046	必要がある。
00.47	老年期うつ病では、自殺の危険が高いことを
var0047	知っている必要がある。
	衣服が引き起こす皮膚障害について知ってい
var0048	る必要がある。
var0049	摂食機能障害では、嚥下障害を起こしやすい
var0049	ことを知っている必要がある。

(2)調査対象者の属性

調査対象者の性別・年齢・経験年数は、表2の通り である。

今回の調査では、男性4人(9.7%)、女性40人 (90.9%)と女性の割合が圧倒的に多かった。この割合 は、「サービス提供責任者の仕事と働き方に関するア ンケート」(2)など、他のアンケート結果ともほぼ一致す る数値であり、現任のサービス提供責任者の多くが女 性であることを裏付けている。年齢別では、40歳~50 歳未満が29.5%と最も多く、次いで50歳~60歳未満が 25.0%、30歳~40歳未満が22.7%、20歳~30歳未満が 11.4%の順であった。30歳~60歳未満の合計が77.2% を占めている理由は、前述の通り、ホームヘルパーか らそのキャリアを始めた人がサービス提供責任者にな るまでには、少なくとも3年は必要であることが影響して いると考えられる。介護職の経験年別では、3年~5年 未満が43.2%と最も多く、次いで5年~10年未満が 31.8%、10年以上が4.5%である一方、2年未満は6.8% に過ぎなかった。これは、若い時に介護福祉士養成校 などで介護福祉士資格を取得し、そのままサービス提 供責任者として従事する者よりも、ホームヘルパーなど で介護経験を積んでからサービス提供責任者になる 者が多いからであろう。(表2)

#### 表2 年齢と性別の加ス表

年齢		男	女	合計
20~29	度数	1	4	5
	年齢 の %	20.0%	80.0%	100.0%
	性別の%	25.0%	10.0%	11.4%
30~39	度数	2	8	10
	年齢の%	20.0%	80.0%	100.0%
	性別の%	50.0%	20.0%	22.7%
40~49	度数	1	12	13
	年齢 の %	7.7%	92.3%	100.0%
	性別の%	25.0%	30.0%	29.5%
$50 \sim 59$	度数		11	11
	年齢 の %		100.0%	100.0%
	性別の%		27.5%	25.0%
60~69	度数		4	4
	年齢 の %		100.0%	100.0%
	性別の%		10.0%	9.1%
70~	度数		1	1
	年齢 の %		100.0%	100.0%
	性別の%		2.5%	2.3%
合計	度数		4	40
	年齢 の %		9.1%	90.9%
	性別の%		100.0%	100.0%

#### (3)調査結果

介護の知識と技術及び福祉の価値観に関する質 問は、高齢者・障害者への介護の必須項目であり、介 護の実践現場をコーディネートする介護福祉士が、 「必要性の高い」と認識しなければならない項目である。 すなわち各質問に対して「非常に高い」と回答されるべ きであると考えられる。今回の調査の平均値は表2の通 り、4.29 であった。平均値が高いほど、現場での介護 福祉士にとって必要とされる知識と技術と価値観であ るということになる。この結果に基づき、質問項目の 49 項目のうち、全体の平均値である4.29以上のポイントを 示した 26項目について主成分分析(バリマックス回転) を行うこととした。

#### 4 主成分分析

#### (1) 平均値以上の項目の主成分分析

本研究では、質問項目の49項目のうち、全体の平均 値である4.29以上の26項目を、「サービス提供責任 者が介護を実践する現場で、必要性が特に高いと認 識している項目」として選び出し、この26項目について 主成分分析(バリマックス回転)を行った。主成分分析 をするにあたり、本研究で使用した介護の知識に関す る質問項目が妥当であるのかを検証するため、KMO お よび Bartlett の検定を行った。その結果、 Kaiser-Meyer-Olkinの妥当性は.631 とであり、また、 Bartlett の有意確率が.000 であるため、主成分分 析を行うことに意味があるという結果が得られた。(表 3)

主成分分析の結果、26項目すべての負荷値が0.35 以上であったため、「サービス提供責任者が介護を実 践する現場で、必要性が特に高いと認識している項 目」として選び出した26項目が、妥当であることが検証 できた。

Kaiser–Me	0.631	
性の測度		
Bartlett	近似カイ2乗	646.609
の球面性		
検定		
	自由度	325.000
	有意確率	0.000

表3 KMO および Bartlett の検知	表3	KMO	および	Bartlett	の検定
-------------------------	----	-----	-----	----------	-----

#### (2) 結果のグルーピング

確定した項目は、①利用者理解、②制度等に関する 知識、③疾病に関する知識、④重大な疾病・事故等の 予防のための知識、⑤疾病等の予防のための知識の 5項目である。(表4)

#### 5. まとめと考察

本研究では、サービス提供責任者の専門性を構成 する要因を抽出し、それらの項目に則った知識を有す るサービス提供責任者の養成を目指す基礎資料とす るのが目的である。そうすることで、わが国の訪問介護 の質的な向上をはかることができると思われるからであ る。以下、その観点から確定した項目を概観していきた い。

まず、確定した項目に「利用者への理解」が挙げられる。これは、コミュニケーション、共感などの「他者理 解」と、うつ病、認知症などの「利用者の実際の状況への理解」に大別される。「他者理解」に関する学びは、 現在のカリキュラムでは介護福祉士養成課程において 「社会福祉援助技術論」で学ぶが、ホームヘルパー1 級、2級では、学ぶ機会がない。つまり、ホームヘルパ ーを3年以上経験して介護福祉士になった者に対して は、研修などで対応する以外に方法がないことになる。

確定した項目の2つ目は「制度に関する知識」がある が、権利擁護、成年後見制度などの諸制度に関して、 常に介護サービス内容をモニタリングする立場にある サービス提供責任者は、必要かつ充分な知識が求め られる。実際の介護を行うホームヘルパー以上にサー ビス提供責任者は利用者の置かれた社会環境を把握 し、代弁し、ケアマネージャーにつなげる役割を持つ。 そこがサービス提供責任者の専門性を構成する要因 のひとつとして、本研究でも明らかにされた。現在の介 護福祉士養成教育のカリキュラムで学んでこなかった 社会保障制度が、平成21年度からの新カリキュラムで 必須となり、さらに権利擁護、成年後見制度などが重 要視されたことは、本研究の結果との一致である。ただ し、ホームヘルパー資格の介護福祉士は、これらにつ いても学ぶ機会がない。ホームヘルパー資格と訪問介 護の経験だけでは、制度に関しての知識を学ぶことが できない。ここも、研修が必要なところであろう。

3つ目の項目である「疾病に関する知識」は、現在の 介護福祉士養成教育のカリキュラムにおいて「医学一 般」の科目において学習する内容となっており、介護 福祉士国家試験においても、同科目で出題されている。 しかし、それらの内容は主として疾病の構造や病原菌 そのものに関する知識を求めており、現実にさまざまな 疾病を持つ高齢者への介護を実践現場においてどの ようにするのか、が明確化されていない。サービス提供

責任者は医師ではないゆえに、医学生の学ぶ医学で はなく、介護上必要な医学の知識を習得し、ホームへ ルパーを教育することが求められている。そのことは、 本研究で確定した項目4番目及び5番目の「重大な疾 病・事故等の予防のための知識」、「疾病等の予防の ための知識」にも共通することである。医学的な知識、 疾病に関する知識をどのように「予防」に結び付けて活 用したらよいのかということを、訪問介護を担うサービス 提供責任者の立場から、学ぶ必要があると考える。 本研究において、サービス提供責任者の専門性として 必要な知識とは、社会福祉の原理・原則、社会福祉の 制度、介護の制度サービス、基礎的介護技術の修得、 高齢者の特性、認知症、感染症、うつ病、骨粗しょう症、 てんかんなど高齢期の疾病に関する項目が多く見受 けられた。さらに注目すべきは、「コミュニケーション」の 必要性が求められていることが明らかになった。

サービス提供責任者は、その業務の特殊性から単 なる身体的介助だけではなく、利用者を深く理解し、ひ とりひとりの利用者と心を開いてコミュニケーションがで きる包括的な能力が求められているといえよう。これら の教科内容を加味した介護福祉士養成教育を行うこと と同時に、ホームヘルパー1級及び2級資格のサービ ス提供責任者への現任者教育、研修が早急に求められている。

[投稿 2008 年 10 月 31 日、受理 2008 年 12 月 12 日]

#### [注]

- (1)介護に要求される介護福祉士の専門性の内容が、 介護福祉士養成校においての養成カリキュラムに どれほど含まれているかについて実証を行った研 究。研究代表・三友雅夫。
- (2) 2007 年 6 月に東京大学社会科学研究所人材 ビジネス研究寄付研究部門「改正介護保険下で のヘルパーの能力開発と雇用管理」調査プロジェ クトが行った調査報告。

#### [文献]

- 堀田聰子(2008)「訪問介護員の定着・能力開発と雇用 管理」東京大学社会科学研究所人材ビジネス研究 寄付部門研究シリーズ No.11.
- 中村俊二・宮内克代(2007)「訪問介護事業所における マニュアルモデルーサービス提供責任者必携」東京 都社会福祉協議会

信州短期大学紀要, 第 20 巻, 27-35 (2009.3)

表	4 主成分分析					
		因子				
		1	2	3	4	5
7	自己決定は、利用者が自らの意思 に基づいて利用したいサービスを選 択し、最終決定することであるという ことを知っている必要がある。	0.736	-0.037	-0.248	0.137	0.016
4	利用者とのコミュニケーションのとり 方を知っている必要がある。	0.650	-0.003	-0.070	-0.228	0.267
18	利用者への「共感」とは何か知って いる必要がある。	0.551	-0.103	0.014	0.030	0.197
14	知能は、加齢に伴ってどのように変 化するか知っている必要がある。	0.530	0.211	0.221	0.005	-0.028
6	利用者とのコミュニケーションの方法 として「傾聴」とは何か、知る必要が ある。	0.470	-0.118	0.183	-0.179	0.001
16	老年期には、重要な疾患として、うつ 病になることが多いことを知っている 必要がある。	0.456	0.002	0.068	0.124	0.001
32	認知症には、人格の低下やセン妄、 幻覚、妄想などが出現することを知っている必要がある。	0.416	0.274	0.317	0.133	-0.309
35	業務に関して知り得た利用者等の情 報は、離職した後でも漏らしてはなら ないということを知っている必要があ る。	0.354	-0.009	-0.064	0.119	-0.074
28	サービス利用にあたって、不利益が ないように権利擁護システムが用意 されていることを知っている必要が ある。	-0.289	1.068	0.032	-0.081	0.161
36	社会福祉サービスを利用する資格 要件やニーズ判定基準について知 っている必要がある	0.227	0.636	0.024	-0.066	-0.187
27	認知症などにより意思決定能力を欠いた高齢者や障害者の権利を保障するために、成年後見人制度があることを知っている必要がある。	0.016	0.465	0.112	-0.211	0.105
11	利用者の複合ニードの充足には、多 職種間の協動が大事であることを知 っている必要がある。	0.158	0.227	0.203	-0.096	0.177
10	感染症を引き起こすウイルスや、感 染経路の種類について知っている必 要がある。	-0.320	-0.005	0.650	0.116	0.273

13	認知症を主症状とする代表的な精 神障害として、脳血管性認知症があ るということを知っている必要があ る。	0.151	-0.103	0.623	-0.056	0.054
29	てんかんについて、その発作による 分類と、ケアの原則について知って いる必要がある。	-0.055	0.207	0.600	0.127	-0.040
22	難聴者は、通常の会話に比べ、スピ ーカーや電話の声を聞くことが困難 なことを知っている必要がある。	0.151	0.149	0.587	0.077	0.065
47	老年期うつ病では、自殺の危険が高 いことを知っている必要がある。	0.030	-0.086	0.109	0.986	0.017
49	摂食機能障害では、嚥下障害を起こ しやすいことを知っている必要があ る。	-0.041	-0.285	0.110	0.745	0.049
45	骨粗しょうの予防には、特にカルシ ウムやたんぱく質を多く摂ることが大 切なことを知っている必要がある。	-0.060	0.406	-0.027	0.546	0.076
44	認知症状態にいたらないようにする ためには、閉じこもりを予防すること が大切であることを知っている必要 がある。	0.132	0.406	-0.253	0.409	0.128
33	感染症を予防するための手洗い方 法や、消毒液(薬)の種類について 知っている必要がある。	-0.208	0.028	0.283	0.088	0.757
42	糖尿病予防のための食事について 知っている必要がある。	0.456	-0.080	0.061	0.129	0.572
48	衣服が引き起こす皮膚障害につい て知っている必要がある。	0.176	-0.090	-0.091	0.327	0.510
15	高血圧予防のための食事について 知っている必要がある。	0.296	0.090	0.184	-0.123	0.497
8	老年期のメンタルヘルスでは、暮ら しのテンポ等、成人期の人々とかな り違っているため、世代間のあつれ きにさらされ、生活ストレスを受けや すいことを知っている必要がある。	0.020	0.376	-0.346	-0.084	0.403
37	筋肉の萎縮や心肺機能の衰えか ら、感染症を起こしやすいということ を知っている必要がある。	0.030	0.250	0.123	-0.084	0.261